

第4回洲本市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成26年7月7日（月） 午後5時00分～7時30分

場 所：洲本市健康福祉館3F 会議室

出席委員（13名）

戸江会長、松山副会長、高田委員、須恵委員、久保委員、豊島委員、三倉委員、柳委員、稲谷委員、三宅委員、嶽肩委員、藤井委員、大東委員

欠席委員（0名）

事務局（8名）

福祉課：加藤課長、郡参事、山家、近本、岩田

学校教育課：美濃、増井 社会教育課：津守

コンサルタント

日本出版：本間、猿渡

次 第 1. 開 会 会長あいさつ

2. 報告事項

(1) 旧洲本市・旧五色町における教育・保育事業の利用希望実態について

3. 協議事項

(1) 洲本市子ども・子育て支援事業の骨子（案）について

(2) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み（案）

(3) 子ども・子育て支援新制度に関する条例の基準等（案）について

4. その他

5. 閉 会

1. 開会 会長あいさつ

事務局より資料確認。

・次第

・第4回 洲本市子ども・子育て会議 配席図

・資料1 「第3回洲本市子ども・子育て会議 議事録」

・資料2 旧町地区で見る教育・保育事業の現状・希望

・資料3 洲本市 子ども・子育て支援事業計画（骨子案）

・資料4 洲本市 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（ニーズ量）（案）

・資料5-1 子育て支援に関する各種事業等の基準について

・資料5-2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例に係る基準（案）

- ・資料5-3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に係る基準（案）
- ・資料5-4 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例に係る基準（案）

1-2. 議事録（案）の確認

事務局：前回会議の議事録につきまして、なにかご意見ありますでしょうか。

（質疑なし）

戸江会長：第3回の議事録については、承認ということで進めさせていただきます。

2. 報告事項

戸江会長：前回、松山委員からいただいた、旧町地区での教育・保育事業の現状についてです。事務局より報告をお願いします。

事務局より、資料2に基づいて説明

- ・表面は、実際に利用している平日の教育・保育事業について、アンケートから出た数値をあげている。裏面は、今後の利用希望である。利用の有無にかかわらず、定期的に利用したいものに関して、複数回答で聞いている。旧五色地区では、幼児教育に対する関心が高まっていると考えられる。

戸江会長：委員の方から何か意見・質問はないですか。

松山副会長：実際、現状の幼稚園と保育所の利用率はどうなっているのでしょうか。だいたい構いません。

事務局：1回目の資料を確認しまして、だいたい3対7くらいの割合になるかと思います。

戸江会長：よろしいでしょうか。旧町地区において、幼稚園の設置状況が違う状況もあると思います。利用したいというところでは、認定こども園について、保護者の方は知識をお持ちということで、希望が多い印象を受けます。旧町地区に関して、よろしいでしょうか。

3. 協議事項

(1) 洲本市子ども・子育て支援事業の骨子（案）について

戸江会長：次に協議に入っていきます。本日のメインとなりますが、今までの見込みの試算と、前回の洲本市次世代育成支援行動計画を引き継いだかたちで、次の洲本市の子ども・子育て支援事業計画を作っていきますが、これについて考えたいと思います。

まず骨子案について、事務局から説明をお願いします。

事務局より、資料3に基づいて説明

・＜P3～21＞平成24年8月に子ども子育て支援法の制定があり、子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援13事業を総合的かつ計画的に行うことが市の責務となった。子ども・子育て支援給付及び提供体制の確保の内容に取り組む時期を盛り込み、市の子育て支援サービスの充実を図っていく根幹となる計画である。洲本市では、平成17年度に、洲本市次世代育成支援行動計画を策定し、前期5年、後期5年の10か年計画として子育てに関する施策を総合的に推進してきた。今回の計画は次世代の計画を継承し、新たに策定していく。計画の構成として、第3章までが骨子となる。それ以降は決定ではなく、次世代計画に基づき、今後肉付けしていく部分となる。第1章は、計画策定の背景と趣旨、法的根拠と位置づけ、計画の期間となっており、第2章では洲本市の現状と課題をまとめている。第3章は計画の基本理念と施策の体系となっており、第4章・第5章では理念と体系を受け、どう展開していくのかを記載し、また、必須記載事項、任意記載事項、区域の設定、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、確保方策、地域13事業などを記載していく。第1章、計画策定についてかいつまんで説明させていただく。第1段落は計画策定の背景と趣旨、家庭の状況の変化、少子化のことやニーズの多様化という動向、またそれに対する国の動向を記載している。平成27年度施行に向けて総合的に推進するという内容が書かれている。また洲本市では平成22年3月に次世代後期行動計画を策定し、総合的に子育て施策を展開してきた。今回の計画もこの考えを継承し整合性をみながらのものになる。市の上位計画との整合性も図りながら平成31年度までの5か年の計画期間となる。第2章では洲本市を取り巻く現状として記載している。また21ページの上は次世代の評価を入れさせていただく。

事務局：事務局としては、計画案として提示させていただきます。委員様の現場の視点からの意見がいただけたらと思います。

戸江会長：資料の半分くらい説明をいただきました。第1章は基本的な計画策定の考え方、第2章が洲本市の子ども・子育てを取り巻く現状、そして最後にまとめと今後の方向性が入っており、これを受け、第3章で計画の基本理念と施策体系を示すという流れになります。これまでのところで、ご意見・質問等や、21ページの最後について、ここを強調したらどうかといった提案など、ありますでしょうか。

松山副会長：21ページの方向性の柱の順番については、これで決定ですか。

事務局：これは案になるので、順番についても、変更は可能です。

松山副会長：先ほどの洲本市の現状を踏まえると、核家族化が進んでいる動きがあり、緩いとはいえM字曲線があり、働いている母親の離職率が高い現状が見られます。淡路は合計特殊出生率が高いところからも、子どもを産みたい人が多いのではないかと思います。また、特に3番目を大きな柱にすべきかと感じます。やはり働く場の創設が必要だと感じます。若者の人口が流出している部分はありますから、雇用の創出は、洲本市の未来を考えていく上では必要だと感じます。

戸江会長：ありがとうございます。3つめの仕事と子育てを両立させる取り組みということで、これが基本になるのではないかと。いわゆる子育ての支援、子育ての支援の2つを課題として、最初の方に持ってきてはどうかという意見です。3つめの項目が基本ではという気がします。1つ目はアンケート調査で多かった内容で、印象に残っており、これも重要な課題ではありますが、3つめの仕事と子育てを両立させる取り組み、安心して子どもを産み育てることができる社会へ、といったところを最初にもっていきましょう。これは、仕事をしながらということになるので、安心して子どもを産み育てることができる社会といった大きな枠組みをまずはじめに置き、次に仕事と子育てを両立させる取り組みを置くほうが良いと感じました。

豊島委員：会長さんが、産み育てるという言葉は何回もおっしゃいましたが、産むという言葉が無いということで、まず、安心して子どもを産んでもらわなければいけないという視点が抜けている気がしました。

戸江会長：まず、産み育てることのできる社会が大前提だと思います。それが次世代育成支援行動計画とつながっていくと思います。その辺りの整備が必要だと思います。他にどうでしょうか。

事務局：会長が子育てと子育てを使い分けておられましたが、子育ては子どもに対する支援、子育ては親に対する支援ということでしょうか。

戸江会長：そうです。子育ての支援と子育ての支援を基本となる大前提の部分として、はじめに書いていくことが良いのではないかと思います。これは感じたことですが、指摘があったように、9ページの核家族化についてですが、総世帯数は増えていて、平均世帯人数は減っているということで、家族が小家族になっているということでもあります。これは核家族になって子どもが1人ないし、2人になっていることが原因ではあるのですが、10ページの上段の表では、核家族世帯がそんなに増えているわけではないことが分かります。ここを考えると、国の人口動態でもそうですが、一人暮らしや夫婦だけの世帯がものすごく増えていると考えられます。もうひとつは、数字では出てきませんが、パラサイト・シングルを持つ家庭が多いのではないかと思います。高校・大学を卒業して、仕事に就くようになった20～30歳くらいの人が、

そのまま親と一緒に暮らしている。居心地がいいので、結婚して家庭を持つという考えに至らないのではないかとされています。また、転入・転出で300人の差があり、自然増減でも300人の差があります。これで600人の減少であり、これは大きいです。先日、南あわじ市で保育所の先生方とこれからの認定こども園について話に行ってきましたが、そこで思いついたことが、転出の要因で神戸や大阪の大学に行き、卒業後そのまま帰ってこないケースがだいぶあるのではないかとことです。市に帰ってきて仕事をする、必ず帰ってくる約束で、大学生に奨学金を与える、また学費を減免するなど、そういうことを考えてはどうだろうという話をしたところ、市長が興味を持ってくれました。洲本市も絶対数は減っていても、合計特殊出生率は他の兵庫県の市町村に比べても結構高いので、施策として考えていかなければならないと思います。

松山副会長：世帯数は減っているが、1人の産む数は多いということで、世帯数が増えれば、子どもの数は増えるということですので、若者が洲本市に残って仕事をして、安心して子どもを産み育てていけるという根本の部分の支援、働く場だったり、そういう思いをもっと持てるような施策が必要になってくると思います。特に淡路出身の子が就職するにあたって、帰ってきたい希望を持っている人は多いはずだと思います。しかしながら、働く場が少ないということで、帰ってきにくいところはあると思うので、そういった点も施策として考えていくべきだと思います。

戸江会長：ありがとうございます。他にご意見はありますか。

豊島委員：今年の5月に、くにうみ協会の5周年記念講演で、日本総研の藻谷さんのお話を聞いたときに、日本で唯一人口が伸びている村として、長野県の下條村が挙げられていました。村長が子育て支援を優先し、人口減に歯止めをかけたということで、村民を挙げて子育て支援に取り組み、人口が増えていったということを知りました。淡路島という大きな括りで考える必要があるとは思いますが、市での取り組みも考えなくてはいけないと思います。2年前、私の知り合いでも、2組の夫婦が、洲本市は子育て支援が少ない、援助がないなどといったことで、淡路市、特に南あわじに転出された話がありました。せっかく洲本市同士で結婚しても、各市に転出することがもったいないと思いました。洲本市は出遅れている感じがしていますが、他市がしていないことを洲本市が実施する等、児童福祉で淡路の中で一番になるという気持ちを感じられず、後を追いかけている印象があります。洲本市独自の取り組みがあればと思います。

戸江会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

高田委員：豊島委員の考えと同じで、アンケートの最後にある、市に対して充実を期待する

子育て支援についての結果で、高いのが子育てに関する経費や児童手当のパーセンテージが高いと思う。そういうようなものにこれから取り組むことが今後の課題ではないかなと思います。

戸江会長：ありがとうございます。20 ページの期待される子育て支援について、下段にあります幼稚園や保育所にかかる費用負担の軽減、安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備、乳幼児医療費の助成や児童手当などの充実など、具体的な子どもが育つことや子育てに関する積極的な支援体制が求められています。これらがこの後の計画の見込み量に反映されてくるのではと思います。それらを踏まえて、P21 の課題をまとめていってもいいと思います。子育てしやすい事と同時に、魅力のあるまちづくり、魅力のある洲本市づくりといったことも、基本的な要素としては大事かと思います。

豊島委員：3 ページにもあります、「まちがきらめく宝箱 子どもが、大人が、未来が輝くまちづくり」という基本理念がありますが、言葉から想像できるような、あてはまるような言葉があれば嬉しいです。

戸江会長：このような言葉が、具体的につながっていくような施策の展開がいいかと思えます。先ほどの言葉は、今年度までの次世代後期行動計画のものであり、今回は23 ページにキャッチコピーが出てきますが、次に進めてもよろしいでしょうか。

事務局：先ほどの意見を踏まえまして、職場作りなどに関しても言及していければと思いますので、よろしくお願いします。

事務局より、引き続き資料3に基づいて説明

・<P22~24>第3章は、計画の基本理念と施策の体系である。先ほど挙げた現状やニーズ調査などから出てきた課題、先ほどまで議論いただいた課題に対して、基本理念を示している。また、先ほど意見があったように、輝くがみえるよう施策も展開していく。基本目標についても、事務局でまとめたものを挙げている。施策の展開についても、基本目標にぶら下がる形で示している。これで決定ではなく、仮のイメージであることを了解いただきたい。こちらについても意見をいただきたい。ここまでが骨子案となる。第4章は施策の展開を受け、肉付けしていく。第5章では前回決めていただいた圏域などの必須事項を掲載することとなる。見込み量に関しては、この後の協議で話合ってください。

戸江会長：見込み量についてはこのあと再確認するということになります。第3章は計画の基本理念と施策体系となります。施策の展開については、まだ文章化はされていません。詳細に説明されるということですが、計画の基本理念について、前回の次世

代計画をスマートにした印象があります。そして基本目標が4点あり、体系的に施策を展開していくということになります。いかがでしょうか。ご意見を承りたいです。2章の議論の内容が踏まえられているようにも思います。すすくすくジャパンとの関係もあるようですが。すすくすくジャパンの冊子は保護者向けのパンフレットで、これはよくわかります。このキャッチコピーについて、いいイメージが湧きますか、今ひとつですか。

事務局：遠慮なくお願いします。

事務局：大事なのは、内容の展開になると思います。今後の5年の計画になるので、施策をきっちり、できるような形で盛り込んでいきます。

三倉委員：平成27年度からの計画ということですが、いつまでに、どこまでの部分を議会に出すのでしょうか。タイムスケジュール的なものはどうでしょうか。

事務局：市長の決裁もありますので、10月くらいに素案を出し、市民さん宛にパブコメを行い、最終決定は12月末くらいになるかと思います。

戸江会長：年内ということですね。12月中ということに進めていきます。いかがでしょうか。

松山副会長：計画の基本目標についてですが、国が示した文言で通す必要があるのでしょうか。

事務局：縛りはありません。

松山副会長：そうすると、先ほどの議論に関連しますが、4つの基本目標の中で、産むという支援に関する言葉が足りないと思います。

戸江会長：2つめですよ。子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり、そして次のページの施策の展開になると、具体的な言葉になり、これはすべて子どもに焦点が当たっている。子どもを産むというところには、焦点化している項目は、確かに無いといえば無い。産み育てるといった項目です。

事務局：親の支援に当たるところですか。

戸江会長：親が子どもを産み育てる支援としての括りはなく、あちこちに出てきてはいますが。例えば、3番にも出ていますが、親が子どもを安心して産み育てるといったところの支援が必要だと思います。

松山副会長：洲本市で子ども産んで育てましょうというアピールが少ないですね。

戸江会長：そうですね。1と2をシャッフルするといいますか、もう一つ項目を立ててもいいのではと考えます。いかがでしょうか。自由にご意見をいただきたい。保護者委員の方、どうでしょうか。基本理念など、洲本市に住みたいといった気持ちが出てきますか。

三宅委員：具体的なイメージが湧かないです。なにかこれに説明があれば。

戸江会長：サブテーマがあればいいかもしれませんが、長くなると分かりにくくなります。短い方がいいとは思いますが。

稲谷委員：分かりやすい表現がいいのではと思います。やっていることが分かりやすく伝われば。会長が言うような、分かりやすい出し方をしてほしい。

戸江会長：迫るようなイメージでしょうか。

豊島委員：例えばなんですけど、どこかの市は、母子家庭の支援に力を入れていて、それを広報することで、様々な他府県から家族が移り住んできて、住宅補助であったり、就職であったりと、手厚くみてくれることで人口が増えた所があると聞きます。洲本市は不妊治療の助成があります。ちょうど今日電話があって、最後の不妊治療と心に決めて受けた方が安定期に入って、その報告を聞いて泣きそうになりました。例えば、そういうふう悩んでいる人たちに、洲本市は力を入れてるとPRしてもいいのではないのでしょうか。

戸江会長：何か、これというものがあればいいですね。不妊治療については、数が多いものではないですが、いい印象として与える影響が大きいです。例えばですが、親和女子大学は小学校教員、保育士、幼稚園教諭、特別支援学校教諭、中高の教員養成があり、教員養成を大きなテーマとして、「先生になるなら、親和！」というキャッチコピーを作りました。これが結構知られるようになり、効果を上げています。

松山副会長：分かりやすさは必要ですね。「子どもを産むなら、洲本」のような。

事務局：あまり大きなものはプレッシャーがかかります。

松山副会長：インパクトはあると思います。

事務局：洲本市の施策をまとめていくと、メニューはたくさんありますが、目立っていない、伝わっていない状況があります。できるだけ分かりやすい形でリリースしていきたい。企画性のあるもので洲本市独自の子育ての支援ブックを発行するなど、予算がついたら勝負したいです。新しい施策についても理解してもらいたいですし、洲本市の認知についても考えていきたい。今言われたキャッチコピーについては悪くないですが、思い切ったことが言えない。個人的には使えますが、役所の意思決定として自信を持って言えないです。財政などの兼ね合いもありますので。

松山副会長：そこは勇気を持って動いていただけたらありがたいです。

事務局：そのつもりです。

戸江会長：今回の基本理念は、どちらかというとも洲本市に住んでいるみんなが元気になるまちが焦点化されていますが、子どもがより良く育つまちであったり、子育てがしやすいまちなど、直接的に見えるような形にしてもいいのではないかという提案でした。

事務局：「子どもを育てるなら洲本」など分かりやすいです。行政側に覚悟が必要ですが。

豊島委員：洲本市は待機児童が無いということですが、聞くところによると、住んでいるのが洲本市内だが近くに入れずに預ける先が由良で、しかし仕事は洲本市内に行くと。そういう人も何人かいると思います。待機児童0とは言え、もっと子育てについて便利な洲本市になってもらいたいと思います。出来れば住んでいる所の近く、もしくは職場の近くで、希望した保育所に100%入れることを実現していただきたいです。

戸江会長：待機児童が無くても、保育所を選ぶという点については苦勞する点で、待機児童が0であっても、問題としてあります。全国で待機児童は3万人いて、東京や横浜といった大都市部に集中していて、東京ではまず入れないということです。東京では認証保育所と言って、基準を緩めた所があり、まずそこに入り、保育所入所を目指すと言う、大変な状況があります。また、認定こども園の着実な設置も課題として挙げられると思います。隣接した市で連携し合うなど、柔軟な取り組み体制が必要だと思います。話は戻りますが、骨子については、もう少し考えて提案いただければと思います。計画の基本目標については、先ほども申し上げましたが、子どもを育てるとする親の視点を少し盛り込むことを検討していただければと思います。よろしいでしょうか。そうすることで具体的な文言が変わってくるかもしれませんが、次の提案をお願いしたいと思います。それでは第5章に関連した、見込み量についてです。2つめの議題となりますが、こちらの説明をお願いします。

(2)「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み(案)について

事務局より、資料4に基づいて説明。

- ・基本的には国から示された算出方法で算出しており、3号の0歳児に関して補正をかけている。平成27年度の3号認定の0歳児は前回177人であったが、今回54人としている。ニーズ調査で現在の利用意向を聞いているが、将来的なニーズが含まれており、そういった点を精査している。その他は前回からのままで提示している。平成27～31年の数字に関して、年々減少しているのは、利用率を推計児童に乗じていることによるものである。子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンターの数字について、国の算出方法に準じると0が算出されてしまうが、今後の利用意向については検討を重ねていきたい。病児・病後児については、利用希望が多く出ていたが、他市での実際の状況を鑑みると、平均として1日あたり1人であり、資料に示している算出方法となっている。乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査事業については、ニーズ調査によらない推計となっている。

戸江会長：ありがとうございます。見込み量に関して、前回のようにそのまま計算すると、どこでも2～3倍の量が出ています。各市で妥当な、現状に近い数字を出しています。仮に高い数字で出すと、先生をたくさん雇用しなければならないなどの問題が出てきて大変なことになります。今回は現状の倍ぐらいのところが出ています。妥当だと思いますが、いかがでしょう。

三倉委員：前回はとても多かったです。それと比べると妥当なのかなと思います。

戸江会長：表の上段の3～5歳児について、いかがでしょうか。

柳委員：働くお母さんの子どもはみんな保育園に行きましょうとなると困る。預かり保育で十分サポート可能かと思うので。質問でもありますが、2番の2号について共働きであるが幼稚園利用のみの家庭というのは、どういったものですか。

事務局：2号認定を取られても、幼稚園利用のみを希望する家庭もあるかということです。2号認定を取られても、保護者の希望により、特別教育というのが認められており、それを見込んだ上で数字を上げています。

事務局：端的に申し上げますと、2号という事で保育認定を取られても、どうしても柳幼稚園に行きたいという希望もありますので、そういった方の希望に沿うようなかたちになります。

戸江会長：対応としては預かり保育という形になるわけですね。

事務局：そういう事です。

柳委員：ご家庭におじいちゃんおばあちゃんがいらっしゃって、迎えに来てくれたり、預かってくれたり、そういう家庭が多いのかと。

三倉委員：認定こども園について、実施する際に2号なのだけど、1号の枠で入る人もいるという事ですか。

事務局：特別保育に関してはそうなります。逆のバージョンという事です。

柳委員：結構難しい話ですね。

三倉委員：保育料金はどうなるのでしょうか。2号認定された人で幼稚園に行きたいという場合料金は幼稚園の料金ですか。

戸江会長：当然そうなります。しかし施設型給付といわれる個人の給付は2号であっても1号で給付されます。つまりどこに行っているかで個人の給付が変わるという事です。

事務局：私たちの所も絶えずそういうところで議論しています。色々なケースがあります。

柳委員：しかしあまり極端に値段に差があると偏ったことになる可能性がありますね。

事務局：認定こども園の保育料を算定するときはどうやって算定されているのかまだ不勉強なのですが、例えば朝から晩で保育に近いかたちで利用をしている方もいると思います。幼稚園の部分だけ9時入りで使われていてその前後で1段階2段階使われる方なんかには保育料に近い形でお金をいただかないと抜け道になってしまいます。都合のいい時だけ使う、という方も出てくると思うので。そこの保育料については考えなくてはいけないところです。

戸江会長：お金を出す方法ですので本当にややこしいです。資料は持っているが、算出には骨が折れます。金額のことについては、全体として調整をしている状態です。また、現在0になっている所についてはどうするかは考えなくてははいけません。又、ファミサポについてですが、こちらについてももう動きだしてはいかがでしょうか。気になるのは何か所に必要かということですね。

事務局：そうですね。

戸江会長：具体的に提供範囲等を検討していくと結構な数になるのでは。

豊島委員：ファミリーサポートセンターはどこが窓口になるのでしょうか。

事務局：洲本市になります。

豊島委員：人員についても、洲本市の職員が対応するのですか。

事務局：市の職員が対応するか、市から委託して社協が対応するかは検討中です。市の福祉部にいたOB職員という案もあります。

豊島委員：これらのサービスについて、平成27年度から全部いきなり始めるという事ではないですよね。平成27年度の見込みの数字で、例えば5番の放課後児童クラブについて、4～6年の放課後児童クラブの数字を公に出すことで、その事業が可能なのだと捉えられたりしないでしょうか。そんなことを言ったら全部そうなのかもしれないですが。

事務局：それでも取り組まなくてははいけません。問題はどの場所を確保するかですね。

豊島委員：病児・病後児保育について、27年度は312人と書かれていますが、その分の受け皿についてもどう確保するか考えなくてははいけませんね。

事務局：どの年度からやるかは考えなくてははいけないところです。確かに27年度の312人でも多いのではと思う。洲本市域だけでも週に3人程度ではないでしょうか。

豊島委員：それが30人であっても312人であっても27年度の確保というのは厳しいのでは。

事務局：確かに27年の実施は難しいと思います。

事務局：病児・病後児についても数値は挙げますが、ハードの問題があります。計画期間の5年の中で確保できるよう努力はしていきます。

事務局：計画としては挙げておきなさい、ということですね。病児保育について、南あわじとかどうなのでしょう。淡路島内で1つくらいできたら良いな、という話とか。

事務局：来週の月曜、淡路3市の福祉課長が集まっての話し合いが予定されており、その中で

病児・病後児保育について淡路ではどうあるべきか議論を進めていきたいと考えています。淡路市3市合同で進めていきたいとは話しているところです。ニーズがあるのは保育所に併設であるところなどにニーズがあり、わざわざよそに連れて行くというのはなかなか難しい様です。島内で一ヶ所ボランチみたいな形で派遣できる所を作り、人員の確保を淡路3市で進められないかなと考えています。それについても議論いただけたらと思います。

松山副会長：コアな部分にいくと学校や保育所では対処できない病気、インフルエンザなどを預かることになります。現段階で、保育所に併設するのが確かにベストだとは思いますが、しかし施設の改修などの課題がある。

事務局：ハードの部分についても内部で議論を進めており、場所についても色々と議論が上がっています。しかし淡路島内にあまり看護師さんがいないそれも含めて周りからの支援が必要だと思えます。

戸江会長：他市の例で、例えば姫路市は4か所設置しています。しかも病院で乳児院児童養護施設を設置している。課題ですよ。

事務局：看護師で言えば、洲本市は病院を抱えているのでいっぱいいるのですが。

松山副会長：特に発熱に関して、発熱時に預かってもらいたいという時に、発熱にしてもいろいろ種類があります。インフルエンザ等保育所で対処できないものもあるのでそれをどう住み分けしていくか。保育所で看護師がいるか、別に専用の部屋がある、など。

豊島委員：インフルエンザなどでは出席停止の日が出てきますね。本人は元気で、発熱等の症状もないのに子どもを預けられないから仕事に行けない、という話は聞きます。元気なのに行かせられない、そのときはどうしたらいいのかとよく言われます。出席停止の子どもへの対応の議論も今後必要かと思えます。

戸江会長：病後児の対応に追われているところがあり病児の方がなかなかそこまでいかない現状があります。病児についてはまだ拠点となる所がないので何とかしていきたいとは思っています。また放課後児童クラブについての5歳児へのアンケートですが、割合見込みが大きく出やすいところです。実際の対応はどうなりそうですか。実施の際には小学校の空き教室を利用するのでしょうか。この辺りはいかがでしょう。

須惠委員：学校の空き教室を借りて、ということなら6年生まで可能ですが、今の状態では不可能です。

戸江会長：今は小学校に併設している状態ですか。

須惠委員：学校から離れた所にあります。

戸江会長：小学校の校庭内でもない。

須惠委員：はい。ちなみに「陽だまり館」という所を借りて去年50人預かりましたが今年は80人希望が出ていました。一ヶ所ではみられないので、教育委員会に言って幼稚園の空き教室を借りて1学期の間だけ、ということのみています。

戸江会長：小学校の空き教室がやりやすいのでしょうか。他市でもその傾向が強いです。

須惠委員：高学年まで預かるのであれば学校の空き教室を借りないと無理ですね。

柳委員：また、1～6年生の年齢の幅を一ヶ所でみるのは不可能ではないかと思えます。数か所いるのではと。

戸江会長：その工夫も考えないといけないですね。

事務局：放課後児童クラブについては放課後子ども教室との一体運営が理想的だと思います。子ども教室は全ての子どもにやるが、17時～19時までは児童クラブが対応、という形にすればいろんなニーズが満たせるのではないかと思います。

戸江会長：国の方でも文科省管轄の放課後子ども教室と厚労省関連管轄の放課後児童クラブを一体的に運営する、ということを考えています。神戸市も来年から、小学校の方で放課後児童クラブを開設するようです。ちなみに今は児童館を行っており、また児童館の方がやりやすい場合もある。洲本市でも見込み量が出ているので、具体的な対応策を検討しなくてははいけません。

松山副会長：平成25年度の259人という数字だが、これはどうなのでしょう。潜在的に、もっと多い気がします。

事務局：定員については先ほども出たように現段階でも50人定員の所が80人になったりしています。色んな施設を回って探し、最終どうしようかと考えたとき、教育委員会の方にも協力いただいて、今のところ児童クラブの待機児童はいません。幼稚園・洲本第三小学校区・NPOが入っている所に対しては面接して、祖父母と同居している家庭は外したりしており、それでなんとか42名となっています。また国の方で

は1教室でみられる人数は42名、それが適正規模となっており、適正規模に沿うと3か所はいるのではないのでしょうか。現在1か所設けているからあと2か所設けなくてはいけないことになります。そこについては教育委員会と話をし、27年度の280人という人数については、全力で確保するように取り組んでいこうと思っています。

松山副会長：先ほどの計画にもあったのですが、ニーズ調査の中でも子どもに対する悩みへの対応も検討する必要があるとのことで、そのことを考えても地域子育て支援事業が未実施、ということはどうかと思います。近い将来では拠点事業はするべきではないのでしょうか。

藤井委員：子育てセンターが洲本市エリアだと五色にあります、その辺との絡みは。

事務局：県内でも丹波市など、学習センターと地域子育て支援拠点が併設されている所もありました。それは何故一緒にならないかというところ二者で微妙に中身も、対象も違うからです。学習センターは0歳児から就学前まで、対して子育て支援拠点は小学生でも対象になります。また0～2歳児についてはファミリーサポートセンターとも被ってしまうので学習センターの幅の広い部分と、利用料が基本かかってくる。一時間にいくらという預かりみみたいな形だったり。

松山副会長：やり方として子育て支援拠点は子育て施設と併設しておりいつでも行ける、というスタイルで、学習センターは月に何回か使用するというスタイル。そういう違いです。

藤井委員：教育委員会でも二者の縦割り構造がなぜひとつにならないのか、という意見が出ています。個人的にも縦割りで二本立てではなく一本化すればすんなりいくのではないかと思います。方向として一本化の方向に持っていきたいのですが。

事務局：協議しましょう。

松山副会長：本当は子育て支援拠点はすべての保育所にあるべきです。遊びに行けて、相談もできて活用出来るのが理想的。しかし1か所になると中々行けない。もっと気軽に行ける部分があればいいのですが。そして行ったら誰か他の子どもや保護者がいる、というのが理想的です。

須惠委員：洲本にも子育て広場はあります。週2回行って20人ほど来ています。去年も行っていました。

豊島委員：現在の子育て広場を、子育て支援拠点事業に置き換えることは出来ないのでしょうか。

戸江会長：置き換えることは多分出来ません。まちの子育て広場というのは兵庫県が単独で行っています。国からお金も全く出ていません。難しいところもありますが、6番7番10番11番などは、なんとかしないとイケないですね。

事務局：今の箇所について、0という数字が計算上出ていますが実際にはニーズはあるので、1か所なり2か所なり検討したいと考えています。また次世代は箇所数だったのが、今回それが人日との計算なので少し手間がかかります。

戸江会長：その0という所については少し膨らませて調整の方、よろしくお願ひいたします。量の見込みの議論は以上でよろしいでしょうか。時間が大分過ぎております。大事な議論で必要ではありますがこのかたちで、0は再検討、ということで、お認めいただけますでしょうか。最後は条例の基準と素案について、ということでお願ひします。

(3) 子ども・子育て支援新制度に関する条例の基準等（案）について

事務局より資料5-1について説明

・それでは基準について簡単に説明させていただく。資料の5-1について、今までいろいろ議論いただいているところだが、子育て支援事業についてどう実施していくかの条例については、このように定めるよう国から示されている基準がある。この中で国に従うべきところと、市で自由に決めていい部分があり、これから市で自由に決めていい部分について、現段階での市の考えを説明する。市の方で策定の義務があるのは教育・保育施設についての運営と認可の基準と地域型保育の基準、放課後児童クラブの運営の基準の3点、これらが今から決めていくところになる。その3点に関し国に従うべき基準と参酌すべき基準があり、従うべきところについては国が言うとおりに従ってそのまま決めていくもの、参酌すべき基準というのは国が出したものを参考に市が独自で決めていくものになる。資料5-2～4は、従う基準と参酌する基準がどれかということを示している。市の現状の考えとして、おおむね国の基準に従うということで方針として示している。洲本市として独自に盛り込むものについては暴力団排除条例について追加を検討している。資料5-3について家庭的保育事業等の設備予定に関し、19人以下のところに関して、子どもを預かる際の運営基準を定めているが、その中のNo. 9、職員の資格要件について小規模で預かる事、つまり家庭的保育の事業の際に、従事者の資格として保育士同等の資格がいるが、その「同等」ということの判断が難しいと捉え、洲本市では有資格者のみと限定したほうがいいのかと考えている。現状では必要な研修を修了した保育士、または保健師または看護師をお願いしたいと考えている。5-4に関し、学童保育

の需要について出来るだけ 40 人程度という基準が出ているが、大野区域は 50 人を下回ることが無い現状から、資料 5 の設備の基準を見ていただきたい。一人当たり 1.65 m²以上という基準、これは安全のために必要かと思われるスペースだがそれが若干小さくなくても 40 人ほど預かれるようにしたりすることが必要かと思う。これは 6 番の職員の所の真ん中、一の支援の単位を構成する児童の数という所に該当する。現段階でどうしてもあぶれてくるものが出てしまうが、この計画期間の 5 年の中で徐々に目標に近づけていけたらと思う。その他おおむね国の基準通りだが 14 番の開所時間について、現状としては開所時間について休日は 1 日 3 時間以上、平日は 8 時間以上という原則だが、それよりもさらに預かることを基本として運営している。5 ページを開くと、独自の基準としての暴力団排除条例について記載している。また、実際国の条文がどうなっているかの参考までに添付しているのでご一読をお願いしたい。

戸江会長：ありがとうございます。市の方で条例として策定しなければならないことがあり、しかも国の基準で定めなければならないものと、参酌して市の方で定めるものがあるということでざっと説明を頂きましたが、また会議終了後各々確認いただき、次回意見を求めるようにしたいと思います。よろしいですか。

事務局：こちらとしてもまだ表にしか出ていないので、次回条文化したものをお示しするのでまたご意見を頂きたいと思います。

4. その他

事務局：次回に関しまして、次回は見直した骨子やニーズ量について、いろいろ委員さんの意見を加味したものを示しますので、また議論を頂きたいと思います。また今回議事の進行がずれ込んだことについて、申し訳ございません。その他のところについて何か質問は。

豊島委員：だいたいいつ頃になりますか。8 月中ですか。

事務局：9 月議会でニーズ量を報告しますので、そのことから逆算し大体 7 月終わりくらいかと思います。次の会議の日程に関してはこの場では決めずに、また委員さんの都合をうかがったのち調整し、決まり次第連絡いたします。委員の皆様はまた出席のほどよろしく願いいたします。先ほど言ったように 9 月中に県への報告がありますので、7 月終わりから 8 月はじめあたりで調整させていただければと思います。

5. 閉会

戸江会長：それでは本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。今日は長時間にわたりありがとうございました。

以上